

第 63 回 税 理 士 試 験 所 得 税 法

●はじめに

〔第一問〕の理論については、問1が損害賠償金及び住宅、別荘の災害損失の取扱い、問2が確定給付企業年金法の規定に基づく一時金及びクイズの懸賞金の取扱い等が出題されたが、多くの受験生が対策していた論点からの出題であったため、ある程度の解答が作成できたと思われる。

〔第二問〕の計算については、中総合問題が2題出題され、ボリュームは少なかったが、随所に実務的な要素や判断しづらい論点があったため、基本項目でどれだけ得点できたかがポイントとなるであろう。

Z-63-C〔第一問〕解 答

問1 飲食業を営む居住者甲は、隣接するA社が新薬の実験に失敗したことにより発生した汚染物質の影響によって、平成25年3月に損害が発生したので、同年6月にA社から損害賠償金の支払いを受けた。当該損害賠償金は、①3ヶ月間業務を停止したことに対する補償、②汚染した商品を廃棄したことに対する補償、③身体に異常が発生したことに対する補償を内容とするものであった。

また、居住者乙は、平成25年9月に発生した台風の影響によって、所有する住宅及び別荘について損害を受けた。

これらの場合の所得税の取扱いについて説明しなさい。

なお、「国税通則法」、「災害減免法」、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に規定されている事項については、説明を要しない。(30点)

I 居住者甲が受けた損害賠償金の取扱い

① 3ヶ月間業務を停止したことに対する補償に係るもの（法9、令30、94）4

事業所得を生ずべき業務の停止によりその業務の収益の補償として受ける損害賠償金で、事業所得に係る収入金額に代わる性質を有するものであるため、心身に加えられた損害によって業務を停止したものである場合を除き、事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

② 汚染した商品を廃棄したことに対する補償に係るもの（令94）4

商品につき損害を受けたことにより取得する損害賠償金で、事業所得に係る収入金額に代わる性質を有するものであるため、事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

③ 身体に異常が発生したことに対する補償に係るもの（法9、73、令30）4

身体に加えられた損害につき支払いを受ける損害賠償金であるため、所得税を課さない。

なお、医療費を補てんするものとして取得したものである場合は、医療費控除の計算上、対象となる医療費の額から控除する。

II 居住者乙が受けた住宅及び別荘の損害の取扱い

災害とは、震災その他の自然現象の異変による災害等をいう。したがって、台風の影響による損害は、災害による損失に該当するため、次の取扱いがある。

1 住宅の損害の取扱い

(1) 雑損控除（法72）8

居住者乙の所有する住宅について、災害による損失が生じた場合（その災害に関連してやむを得ない支出をした場合を含む。）において、その年におけるその損失の金額の合計額が足切限度額を超えるときは、その超える部分の金額（以下、「雑損失の金額」という。）をその者のその年分の課税標準から控除する。

① 損失の金額

損失の金額は、その損失発生直前におけるその住宅の価額を基礎として計算し、上記のやむを得ない支出をした金額を含み、保険金等により補てんされる部分の金額を除くものとする。

② 足切限度額

イ 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額が5万円以下である場合（災害関連支出の金額がない場合を含む。）

……その者のその年分の課税標準の合計額の10分の1相当額

ロ 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額が5万円を超える場合

……その年における損失の金額の合計額から災害関連支出の金額のうち5万円を超える部分の金額を控除した金額とイの金額とのいずれか低い金額

ハ 損失の金額が全て災害関連支出の金額である場合

……5万円とイの金額とのいずれか低い金額

③ 控除の順序（法87）

イ 所得控除のうちに雑損控除がある場合には、まず雑損控除を行うものとする。

ロ 雑損控除額は、総所得金額、措置法の課税標準、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除する。

④ 手続（法120③）

この規定の適用を受ける場合には、控除を受ける金額の計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類を確定申告書に添付等しなければならない。

(2) 雑損失の繰越控除（法71）②

その年において生じた雑損失の金額のうちその年分の課税標準から控除しきれない部分の金額は、申告を要件に、その年の翌年以後3年間にわたって繰越し、課税標準の計算上控除する。

2 別荘の損害の取扱い（法62）⑧

生活に通常必要でない資産とは、通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋で主として趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で所有するものその他一定のものいう。したがって、別荘は、生活に通常必要でない資産に該当する。

居住者乙が、災害により、生活に通常必要でない資産について受けた損失の金額（保険金等により補てんされる部分の金額を除く。）は、その者のその損失を受けた日の属する年分又はその翌年分の譲渡所得の金額の計算上控除すべき金額とみなす。

① 損失の金額（令178③）

損失の金額は、その損失の生じた日にその別荘の譲渡があったものとみなした場合に計算される取得費相当額を基礎として計算する。

② 控除の順序（令178②）

イ 損失の金額は、まず、その生じた日の属する年分の譲渡所得の金額の計算上短期保有資産に係る所得の金額の計算上控除すべき金額とし、控除しきれない損失の金額があるときは、これを長期保有資産に係る所得の金額の計算上控除すべき金額とする。

ロ イによりなお控除しきれない損失の金額があるときは、これをその生じた日の属する年の翌年分の譲渡所得の金額の計算上、イに準じて控除する。

問2 B社に勤務していた居住者丙（平成2年4月入社）は、平成25年6月に退社したことから、確定給付企業年金法の規定に基づいて一時金を取得した。

また、懸賞クイズに応募していたところ、同年8月、Cテレビの懸賞クイズに当選して9月に懸賞金を取得した。さらに、同年12月、D新聞の懸賞クイズに当選して翌年1月に懸賞金を取得した。

この場合の所得税の取扱い及び確定給付企業年金法に基づく一時金の支払者における源泉徴収について説明しなさい。

なお、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に規定されている事項については、説明を要しない。また、確定申告手続についても、説明を要しない。

(20点)

I 確定給付企業年金法に基づく一時金の取扱い

1 所得区分（法31）②

確定給付企業年金法に基づいて支給を受ける一時金（自己負担部分を除く。）は、退職手当等とみなされ退職所得として課税される。

2 退職所得の金額（法31、36）③

(1) 退職所得の金額は、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額とする。

(2) その年分の退職所得の金額の計算上収入金額とすべき金額は、原則として、その年において収入すべき金額とする。

(3) 退職所得控除額は、一時金の計算の基礎となった期間を勤続年数とし、次により計算する。

① 勤続年数が20年以下の場合……40万円×勤続年数（最低80万円）

② 勤続年数が20年を超える場合……800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

3 課税方法（法22、89）②

退職所得の金額は、老後の生活保障等の見地から、他の所得と区分し、別個の課税標準として超過累進税率により所得税が課税される。

この場合において、源泉徴収税額は、原則として、確定申告により精算される。

II 懸賞クイズの懸賞金の取扱い

1 所得区分 ③

Cテレビの懸賞クイズの懸賞金は、平成25年9月に取得したものであるため、平成25年分の一時所得として課税されるが、D新聞の懸賞クイズの懸賞金は、翌年1月に取得したものであるため、平成26年分の一時所得として課税される。

2 一時所得の金額（法34）②

(1) 一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額（その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。）の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額（最高50万円）を控除した金額とする。

(2) その年分の一時所得の金額の計算上総収入金額に算入すべき金額は、原則として、その年において収入すべき金額とするが、一時所得の総収入金額の収入すべき時期は、原則としてその支払を受けた日による。

3 課税方法（法22、89）②

一時所得の金額は、その2分の1相当額を他の所得と総合して総所得金額を構成し、超過累進税率により所得税が課税される。

この場合において、源泉徴収税額は、原則として、確定申告により精算される。

Ⅲ 確定給付企業年金法に基づく一時金の源泉徴収

1 源泉徴収義務（法199）②

居住者に対し国内において退職手当等の支払をする者は、その支払の際、その退職手当等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

2 源泉徴収税額（法201）③

(1) 居住者丙が「退職所得の受給に関する申告書」を提出している場合

退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1相当額（千円未満切捨）を課税退職所得金額とみなして超過累進税率を適用して計算した場合の税額

(2) 居住者丙が「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない場合

退職手当等の金額の20%に相当する税額

3 納税地（法17）①

源泉徴収に係る納税地は、その支払をする者の支払事務を取扱う事務所等のその支払の日における所在地（支払日以後に事務所等を移転した場合には、移転後の所在地）とする。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

なお、それぞれの設問ごとの配点が付されていないため、答案用紙のボリューム等を考慮して、問1を30点、問2を20点の配点としています。

▶合格ライン◀

問1については、多くの受験生が対策していた論点からの出題であったため、それぞれの項目について、ある程度正確な解答作成が要求された。

問2については、確定給付企業年金法に基づく一時金及びクイズの懸賞金についての取扱い等が問われたが、こちらも計算の知識を前提に、ある程度の解答作成が必要であろう。

なお、合格ボーダーラインは、問1が22点前後、問2が12点前後、合格確実ラインは問1が25点前後、問2が15点前後と考えられる。

▶解答への道◀

〔問1について〕

1 居住者甲が受けた損害賠償金

- (1) 3ヶ月間業務を停止したことに対する補償に係るものは、原則として課税されるが、心身に加えられた損害によって業務を停止したものである場合には、非課税とされることに留意する。
- (2) 汚染した商品を廃棄したことに対する補償に係るものは、課税される。
- (3) 身体に異常が発生したことに対する補償に係るものは、非課税とされるが、医療費を補てんするものとして取得したものである場合は、医療費控除の計算上、対象となる医療費の額から控除することに留意する。

2 居住者乙が受けた住宅及び別荘の損害

台風の影響による損害は、災害損失に該当するため、住宅の損害は雑損控除及び雑損失の繰越控除、別荘の損害は生活に通常必要でない資産の損失の控除の適用がそれぞれ受けられる。

〔問2について〕

1 確定給付企業年金法に基づく一時金

確定給付企業年金法に基づく一時金は、退職手当等とみなされるため、退職所得の課税方法等及び源泉徴収について、解答をする。

2 懸賞クイズの懸賞金

懸賞クイズの懸賞金は、一時所得とされるため、一時所得の課税方法等を解答するが、一時所得の総収入金額の収入すべき時期は、原則としてその支払を受けた日となるため、Cテレビの懸賞金は平成25年分の一時所得となり、D新聞の懸賞金は平成26年分の一時所得となることに留意する。

問 1

1 各種所得の金額

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
不動産所得 $\triangle 3,410,000$ [2]	1 収入金額 3,110,000 2 必要経費の額（合計 6,520,000） (1) 管理費・その他の費用 6,520,000 (2) 資産損失 ① $1,260,000 - 382,000 = 878,000$ ② $1 - 2(1) = \triangle 3,410,000$ ③ ① > ② $\therefore 0$ 3 青色申告特別控除額 $1 - 2 < 0 \therefore 0$ 4 不動産所得の金額 $1 - 2 = \triangle 3,410,000$
事業所得 $17,438,503$	1 収入金額（合計 548,058,000） (1) 売上高 547,438,000 (2) 雑収入 $1,450,000 - 500,000 - 450,000 = 500,000$ [2] (3) 原稿料 20,000 (4) 報奨金 100,000 2 必要経費の額（合計 529,969,497） (1) 製造原価 383,240,500 (2) 販売費・管理費等 $133,623,800 - 150,000 - 1,120,000 - 210,000 - 2,470,000 = 129,673,800$ (3) 減価償却費（合計 13,425,197） ① 機械装置（本年取得） $15,200,000 + 150,000 + 1,120,000 + 2,470,000 = 18,940,000$ $18,940,000 \times 0.200 \times \frac{2}{12} + 18,940,000 \times 30\% = 6,313,334$ [2] ② コジエネレーション設備 $6,530,000 + 210,000 - 500,000 = 6,240,000$ $6,240,000 \times 0.133 \times \frac{9}{12} = 622,440$ [2]

	③ 建物（工場） $62,300,000 \times 0.9 \times 0.033 = 1,850,310$ ④ 給排水設備 $2,130,000 \times 0.9 \times 0.066 = 126,522$ ⑤ 機械装置 $17,664,486 \times 0.250 = 4,416,122$ ⑥ 普通自動車 イ $350,154 \times 0.417 = 146,015$ ロ $4,200,000 \times 0.05776 = 242,592$ ハ イ<ロ ∴ 改定償却 $350,154 \times 0.500 \times 50\% = 87,539$ [2] ⑦ 軽自動車 イ $8,931 \times 0.833 = 7,440$ ロ $623,000 \times 0.02789 = 17,376$ ハ イ<ロ ∴ 改定償却 $8,931 \times 1.000 - 1 = 8,930$ [2] (4) 青色事業専従者給与 3,600,000 (5) 原稿経費 30,000 3 青色申告特別控除額 $1 - 2 \geq 650,000 \quad \therefore 650,000$ 4 事業所得の金額 $1 - 2 - 3 = 17,438,503$
譲渡所得 <u>△3,720,000</u> [2]	ゴルフ会員権（総合長期） $300,000 - (10,000,000 - 6,000,000 + 20,000) = \triangle 3,720,000$
山林所得 <u>0</u> [2]	1 収入金額 600,000 2 必要経費の額 $(600,000 - 100,000) \times 50\% + 100,000 = 350,000$ 3 特別控除額 $1 - 2 = 250,000$ $250,000 < 500,000 \quad \therefore 250,000$ 4 山林所得の金額 $1 - 2 - 3 = 0$

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
一時所得 800,000	1 収入金額（合計 9,000,000） (1) 満期返戻金 8,000,000 (2) 時効取得 1,000,000 ② 2 支出した金額（合計 7,700,000） (1) 損害保険 7,550,000 ② (2) 時効取得に係る経費 150,000 3 特別控除額 $1 - 2 \geq 500,000 \therefore 500,000$ 4 一時所得の金額 $1 - 2 - 3 = 800,000$

2 課税標準額

（単位：円）

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
総所得金額 11,108,503	損益通算（控除順序 ②） $17,438,503 - 3,410,000 = 14,028,503$ $800,000 - 3,720,000 = \triangle 2,920,000$ $14,028,503 - 2,920,000 = 11,108,503$

3 所得控除額

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
所得控除額の合計額 5,292,100	1 医療費控除額 $1,252,100 - 100,000 = 1,152,100 \quad \boxed{2}$ $\text{※ } 11,108,503 \times 5\% > 100,000 \quad \therefore 100,000$ 2 社会保険料控除額 $770,000 + 480,000 = 1,250,000$ 3 生命保険料控除額 (1) 一般 $37,500 + (80,000 - 50,000) \times \frac{1}{4} = 45,000$ (2) 介護医療 $20,000 + (40,000 - 20,000) \times \frac{1}{2} = 30,000$ (3) 個人年金 $37,500 + (100,000 - 50,000) \times \frac{1}{4} = 50,000$ (4) (1)+(2)+(3)=125,000 $125,000 > 120,000 \quad \therefore 120,000 \quad \boxed{2}$ 4 地震保険料控除額 $65,000 > 50,000 \quad \therefore 50,000$ 5 障害者控除額 母B 750,000 6 配偶者控除額 適用なし 7 配偶者特別控除額 適用なし 8 扶養控除額 (1) 母B $960,000 - 1,200,000 < 0 \quad \therefore 0$ $0 \leq 380,000 \quad \therefore 380,000$ (2) 長女C 630,000 (3) 次女D 380,000 (4) 長男E 適用なし (5) (1)+(2)+(3)=1,590,000 $\boxed{2}$ 9 基礎控除額 380,000 10 所得控除の合計額 5,292,100

4 課税総所得金額等

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
課税総所得金額 <u>5,816,000</u>	$11,108,503 - 5,292,100 = 5,816,000$ (千円未満切捨)

5 税額の計算

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
課税される所得金額に対する税額 <u>735,700</u>	$5,816,000 \times 20\% - 427,500 = 735,700$
税額控除 <u>451,040</u>	1 雇用者の数が増加した場合の税額控除額 (1) $200,000 \times 2 = 400,000$ (2) $735,700 \times \frac{17,438,503}{17,438,503 + 800,000 \times \frac{1}{2}} \times 20\% = 143,840$ (3) (1) > (2) $\therefore 143,840$ [2] 2 認定NPO法人寄附金特別控除額 (1) $(20,000 - 2,000) \times 40\% = 7,200$ (2) $735,700 \times 25\% = 183,925$ (3) (1) $\leq$ (2) $\therefore 7,200$ (百円未満切捨) [2] 3 住宅特定改修特別税額控除額 $\times$ $3,000,000 \times 10\% = 300,000$ (百円未満切捨) [2] $\times$ $6,000,000 - 1,000,000 = 5,000,000$ $5,000,000 > 3,000,000 \therefore 3,000,000$ 4 税額控除額の合計額 $1 + 2 + 3 = 451,040$
予定納税額 <u>10,640,000</u>	$5,320,000 \times 2 = 10,640,000$
申告納税額 <u>$\triangle 10,355,400$</u>	$735,700 - 451,040 = 284,600$ (百円未満切捨) $284,600 - 10,640,000 = \triangle 10,355,400$

問2

1 各種所得の金額

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
配当所得 0	
不動産所得 10,711,066	1 収入金額（合計 16,196,000 2） (1) 損益計算書計上額 16,040,000 (2) 売電収入 46,000 (3) 敷金 $30,000 + 80,000 = 110,000$ 2 必要経費の額（合計 5,484,934 2） (1) 管理費等 4,390,000 (2) 減価償却費（合計 1,094,934） ① 建物 $65,000,000 \times 0.022 \times \frac{8}{12} = 953,334$ ② 太陽光発電装置 $4,800,000 \times 0.059 \times \frac{6}{12} = 141,600$ 3 不動産所得の金額 $1 - 2 = 10,711,066$

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
給与所得 1,920,000	1 収入金額 3,000,000 2 給与所得控除額 $(3,000,000 - 1,800,000) \times 30\% + 720,000 = 1,080,000$ 3 給与所得の金額 $1 - 2 = 1,920,000$
退職所得 7,800,000 [2]	I 特定役員退職手当等に係る退職所得の金額 1 収入金額 12,000,000 2 退職所得控除額 $400,000 \times 4 = 1,600,000$ 3 $1 - 2 = 10,400,000$ II 特定役員退職手当等以外の退職手当等に係る退職所得の金額 1 収入金額 8,000,000 2 退職所得控除額 $8,000,000 + 700,000 \times (26\text{年} - 20\text{年}) - 1,600,000 = 10,600,000$ 3 $1 - 2 = \triangle 2,600,000$ III $I + II = 7,800,000$
譲渡所得 ・ 分離長期譲渡所得 $\triangle 22,000,000$	自宅 $20,000,000 - 42,000,000 = \triangle 22,000,000$
譲渡所得 ・ 株式等に係る譲渡所得 31,888,573 [2]	A社株式 (1) 丙譲渡分 $150,000 \times 200\text{株} - (50,000 \times 200\text{株} + 69,642) = 19,930,358$ ※ $780,000 \times \frac{156,250 \times 200\text{株}}{350,000,000} = 69,642$ * 1株当たりの相続税評価額 $50,000,000 \div 320\text{株} = 156,250$ (2) A社譲渡分 $150,000 \times 120\text{株} - (50,000 \times 120\text{株} + 41,785) = 11,958,215$ ※ $780,000 \times \frac{156,250 \times 120\text{株}}{350,000,000} = 41,785$ (3) $(1) + (2) = 31,888,573$

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
一時所得 26,500,000 [2]	1 収入金額 50,000,000 2 支出した金額 23,000,000 3 特別控除額 1 - 2 > 500,000 ∴ 500,000 4 一時所得の金額 1 - 2 - 3 = 26,500,000

2 課税標準額

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
総所得金額 21,881,066	1 損益通算（損益通算の対象額及び控除順序 [2]） $26,500,000 - 8,000,000 \overset{\text{※}}{=} 18,500,000$ $\text{※ (1) } 22,000,000$ $(2) \ 28,000,000 - 20,000,000 = 8,000,000$ $(3) \ (1) > (2) \ \therefore \ 8,000,000$ 2 $10,711,066 + 1,920,000 + 18,500,000 \times \frac{1}{2} = 21,881,066$
分離長期譲渡所得の金額 0	
株式等に係る譲渡所得等の金額 31,888,573	

3 所得控除額

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
所得控除額の合計額 824,681	

4 課税総所得金額等

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
課税総所得金額 21,056,000	21,881,066－824,681＝21,056,000 (千円未満切捨)
退職所得の金額 0	(申告不要)
分離長期譲渡所得の金額 0	
株式等に係る譲渡所得等の金額 31,888,000	(千円未満切捨)

5 税額の計算

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
課税される所得金額に対する税額 10,409,600	1 課税総所得金額に係る税額 $21,056,000 \times 40\% - 2,796,000 = 5,626,400$ 2 株式等に係る譲渡所得等に係る税額 $31,888,000 \times 15\% = 4,783,200$ 3 $1 + 2 = 10,409,600$
税額控除 39,200	1 公益社団法人等寄附金特別控除 (1) $(100,000 - 2,000) \times 40\% = 39,200$ (2) $10,409,600 \times 25\% = 2,602,400$ (3) $(1) < (2) \therefore 39,200$ (百円未満切捨) ② 2 認定長期優良住宅新築等特別税額控除 合計所得金額3,000万円超のため適用なし ②
源泉徴収税額 362,160	
申告納税額 10,008,200	$10,409,600 - 39,200 - 362,160 = 10,008,200$ (百円未満切捨)

▶解答への道◀

【問1について】

【資料Ⅰ】

1. 青色事業専従者給与

届出額の範囲内の金額であるため、全額が必要経費に算入される。

2. 機械装置等の取得

(1) 移送費用及び設置費用は、取得価額に算入される。

(2) 甲は青色申告者かつ中小企業者（従業員が1,000人以下であるため）であり、機械装置の取得価額が160万円以上であるため、取得価額の30%の特別償却の適用がある。

なお、税額控除の適用も考えられるが、本問では不利となる。

(3) コジェネレーション発電設備は補助金を取得しているため、即時償却の適用はない。

なお、受け取った補助金の額を、資産の取得価額から減額する。

3. 機械装置の改修工事費用

資本的支出に該当するため、資産計上し、減価償却を行う。

なお、支出日が不明であるため、本年取得した機械装置に係るものとして解答している。

※ 平成20年に取得した機械装置に係るものとしての別解も考えられる。その場合には、平成25年の支出であるため、200%定率法により償却する。

4. 減価償却関係

(1) 建物は、旧定額法で償却する。

(2) 給排水設備は、変更申請書の内容が「定額法から定率法」であって、旧定額法選定資産は含まれていないと考えられること及び参考資料に旧定率法の償却率がないことから、旧定額法で償却する。

(3) 機械装置は、250%定率法で償却する。

(4) 普通自動車は、250%定率法で償却するが、償却保証額に満たないため、改定償却を行う。

なお、事業専用割合が50%であるため、改定償却した金額の50%相当額が本年の償却費となる。

(5) 軽自動車は、250%定率法で償却するが、償却保証額に満たないため、改定償却を行う。

なお、改定償却率が1,000であるため本年で償却が終了するが、1円の備忘価額を付さなければならない。

5. 満期返戻金

工場建物に係るものであっても一時所得となる。なお、資産計上していた金額を支出した金額に算入する。

6. 雇用者の数が増加した場合の特別控除

青色申告者である個人が、本年中の雇用者の数が前年と比べて2人以上増加した等の要件を満たすときは、本年分の所得税の額から、次のいずれか低い金額を控除する。

- (1) 新たに雇用した者の数に20万円を乗じた金額
- (2) 事業所得に係る所得税額×20%

【資料Ⅱ】

1. 建物の取り壊し費用・立退料・租税公課・減価償却費

不動産所得の必要経費に算入する。

2. 取り壊し損失

業務用資産の損失であるため、法51の資産損失として必要経費に算入するが、本問では不動産所得の規模が事業的規模以外（収入金額から判断している。）であるため、所得限度となり、適用前の所得が損失であるため、必要経費に算入することはできない。

【資料Ⅲ】

1. ゴルフ会員権

民事再生法の再生計画により預託金の全額切り捨てがあった場合には、その損失額を取得価額から減額する。
なお、損益通算の適用があることに留意する。

2. 山林の譲渡

10年前に相続により取得しているため、概算経費の適用が考えられる。

3. 取得時効の援用

取得時効の援用により土地を取得したことによる所得は一時所得となる。

4. 原稿料及び奨励金

事業付随収入であるため、事業所得となる。
なお、奨励金を一時所得とする別解も考えられる。

【資料Ⅳ】

1. 生命保険料控除

- (1) 一般分については、旧生命保険料及び新生命保険料があるが、本問では、旧生命保険料のみで計算する方が有利となる。
- (2) 一般分、介護医療分及び個人年金分の合計額が12万円を超えるときは、控除額は12万円が限度となる。

2. 地震保険料控除

支出額が5万円を超えるときは5万円が限度となる。

3. 扶養控除等

- (1) 甲の妻は青色事業専従者で給与の支給を受けているため、控除対象配偶者に該当しない。
- (2) 甲の母は、公的年金等控除額（最低120万円）を考慮すると、合計所得金額はゼロとなるため、同居老親等及び同居特別障害者に該当する。
- (3) 甲の長女は21歳であるため、特定扶養親族に該当し、控除額は63万円である。
- (4) 甲の次女は17歳であるため、一般の扶養親族に該当し、控除額は38万円である。
- (5) 甲の長男は15歳であるため、控除対象扶養親族に該当せず、扶養控除額はゼロである。

4. 医療費控除

介護福祉士による喀痰吸引等の自己負担額は医療費控除の対象となる。

【資料Ⅴ】

1. 認定NPO法人寄附金特別控除

個人が認定NPO法人に対して寄附を行った場合には、本年分の所得税の額から次の金額を控除する。

$(1) \frac{\text{※1}}{\text{※2}} \times 40\%$ ※1 「課税標準の額の合計額×40%－他の特定寄附金の額」を限度 ※2 他の特定寄附金がある場合には、2,000円から他の特定寄附金を控除した残額 (2) 配当控除前の所得税額×25%－公益社団法人等寄附金特別控除額

なお、寄附金控除を選択することもできるが、課税総所得金額に係る税率が低いため不利となる。

2. 住宅特定改修特別税額控除

居住者が、居住用家屋に30万円超の断熱改修工事を行っているため、実額費用の額（太陽光発電の設置工事を含む場合には300万円限度）の10%（百円未満切捨）の税額控除の適用を受けることができる。

〔問2について〕

【資料Ⅰ】

A社から受けた給与は給与所得として課税され、源泉徴収税額は税額の計算欄で精算する。

【資料Ⅱ】

1. 売電収入

賃貸アパートに設置した太陽光発電装置による売電収入は不動産所得に該当する。

2. 敷金

新規テナントの敷金のうち返還不要額とテナント退去に伴う敷金相殺額は、いずれも返還不要が確定しているため収入金額に計上する。

3. 減価償却

(1) 建物

アパートは中古資産であり経過年数が10年とあるため、耐用年数の調整が必要だが、耐用年数39年の償却率が資料に与えられていないため、原則どおり耐用年数47年の償却率で解答を作成している。

(2) 太陽光発電装置

即時償却は事業所得の計算の特例であり、不動産所得で即時償却をすることはできないため、普通償却費を計上する。

【資料Ⅲ】

特定役員退職手当等と一般退職手当等がある場合の退職所得の計算は、まず特定役員退職手当等から計算し、次に一般退職手当等を計算する。

なお、一般退職手当等の退職所得控除額が収入金額から控除しきれないため、控除しきれない金額2,600,000円を特定役員退職所得から控除する。

また、「退職所得の受給に関する申告書」の提出の有無の指示及び源泉徴収税額が与えられていないことから、当該申告書の提出はあったものと考え、申告不要とする。

【資料Ⅳ】

1. 相続により取得した株式の譲渡

譲渡した株式のうち120株は発行人であるA社に対する譲渡であるため、みなし配当が考えられるが、相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年以内に譲渡すれば、みなし配当を適用しないことができる。

本問では、平成22年1月に相続が開始しているため、A社に対する譲渡は全て譲渡所得として課税する。

2. 相続税額の取得費加算

相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年以内に譲渡しているため、丙に対する譲渡もA社に対する譲渡も取得費加算を適用することができる。

なお、取得費加算の計算上、A株式の課税価格50,000,000円は丙に対するものとA社に対するものに区分する必要があるため、譲渡株数で按分する。

【資料Ⅴ】

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の適用要件を満たしているため、住宅ローン残高と譲渡価額の差額8,000,000円が損益通算の対象となる。

【資料Ⅵ】

乙が受領した満期保険金50,000,000円は、一時所得として課税する。

なお、死亡保険金の受取人がA社、満期保険金の受取人が乙であるため、いわゆる逆養老保険に該当しており、支出した金額は、乙が負担した23,000,000円となる。

【資料Ⅶ】

合計所得金額が3,000万円を超えているため、認定長期優良住宅新築等特別税額控除額の適用はできない。

【資料Ⅸ】

社会福祉法人に対する寄附であるため、公益社団法人等寄附金特別控除の適用ができる。

● おわりに

合格ボーダーラインは、第一問が34点前後、第二問が26点前後、合計60点前後と考えられる。

合格確実ラインは、第一問が40点前後、第二問が34点前後、合計74点前後と考えられる。